

令和 8 年度 環境配慮契約法基本方針検討会（第 1 回） 議事録

出席委員：赤司委員、梅田委員（座長）、大聖委員、原委員、藤井委員、藤野委員、
野城委員（五十音順）

欠席委員：勢一委員、松村委員

1. 日 時 令和 8 年 8 月 6 日（木）10 時～11 時 40 分

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル 12 階会議室及び Web 会議

事務局：定刻になりましたので、これより令和 8 年度第 1 回環境配慮契約法基本方針検討会を開催いたします。本日の検討会につきましては、実際の会議室と Web 会議のハイブリッド方式で行います。Web 会議でのご発言の方法などについては、後ほどご説明をいたします。また、本検討会は環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定により、原則公開となっており、動画チャンネルで Web 会議の内容を配信しております。それでは、会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課長の平尾よりご挨拶申し上げます。

環境省（平尾課長）：環境経済課長の平尾でございます。お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。本年度の第 1 回ということになりますが、昨年度検討する中で、特に電力について総合評価落札方式の導入にあたっては、大臣からもいろいろと指導を受けていたところで、電力であれば何でもよいわけではないという趣旨の発言もされており、いろいろなタイミングが重なったということではあります。世の中的にもよい改正ができたのではないかと考えております。今年度の電力専門委員会でもご報告しておりますが、実施はまだまだこれからですので、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。また、この検討会に先立ちまして、産業廃棄物の専門委員会を立ち上げております。循環経済行動計画を 4 月に決めさせていただいておりますが、そちらの動きもしっかり進めていく中で、政府自らというところにも取り組んでいけるのではないかと考えております。その他、建築物のところなど、着々と進めてきているところもございます。これまでの検討結果や今年度の方針について、本日も活発にご議論を賜ればと思っております。委員の皆様には忌憚のないご議論を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：（Web 会議システムの使い方説明、委員紹介、座長選出：省略）

事務局：以降の議事進行につきましては、梅田座長にお願いしたいと思います。

梅田座長：座長に選出いただきまして、誠にありがとうございます。今年度もまたどうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事に入る前に、事務局から本日の議事予

定、検討会資料の確認をお願いいたします。

◇本日の議事予定

事務局： 本日の会議でございますが、12時までの2時間を予定しております。

◇配付資料の確認

事務局： 資料につきましては、8月4日火曜日に事前に送付しております。

配 付 資 料

資料1	令和8年度環境配慮契約法基本方針検討会委員名簿
資料2	令和8年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等 (案)
資料3	環境配慮契約に関する提案募集について
資料4	令和8年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール(案)
参考資料1	令和8年度環境配慮契約法基本方針検討会開催要領
参考資料2	電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の導入について ー第1回電力専門委員会提出資料
参考資料3	環境配慮契約での産廃処理契約の検討について ー第1回資源循環の促進に向けた産業廃棄物契約専門委員会提出資料
参考資料4	建築物の維持管理に係る環境配慮契約のチェックリスト
参考資料5	建築物の維持管理に係る環境配慮契約のチェックリスト説明資料 抜粋版(イメージ)

3. 議 題

(1) 令和8年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等について

梅田座長： それでは議事に入らせていただきます。本日の議題は、議事次第のとおり、(1) 令和8年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等について、(2) 検討スケジュールについて、(3) その他の3つが挙げられておりますので、議題の順番に進めたいと思います。それでは最初に、資料2と参考資料2、3に基づきまして、電力契約と廃棄物契約に関する本年度の検討方針・課題等について、ご説明をお願いします。

環境省： 資料2(電力契約、廃棄物契約)、参考資料2、3について説明(省略)

梅田座長： ありがとうございました。今年度の検討方針や課題について、電力契約での総合評価落札方式の導入に関するご報告と今後の周知、それから廃棄物契約での総合評価落札方式の導入に関する検討状況をご説明いただきました。では、まず電力契約の

専門委員会の議論について補足をいただきたいと思います。本日は専門委員会の松村座長がご欠席ですので、藤野委員にコメントをいただければと思います。

藤野委員：各委員の意見は資料 2 の 28 ページ目から 3 枚にわたって書かれていますので、詳細についてはそちらをご覧くださいと思います。改めて、なぜこういう議論になっているかという、私の理解では、スライド 14 の「事業者全体又は調達電力の CO₂ 排出係数」に置かれている数字が非常に重要です。2030 年の 46%削減目標を実現するために、エネルギー基本計画に電源構成が書かれており、それを実現させるためには 0.25kg-CO₂/kWh という数字が目安になっていて、これを何とか達成しようということで、排出係数しきい値を設定して、原則 2 年に 1 回段階的に引き下げ、2030 年度のしきい値を 0.31 kg-CO₂/kWh としています。これは毎回、電力専門委員会で「本当にやるのか」「現実を見ているのか」という議論になります。ただ、私を含めた委員の意見としては、ここで守らないとたがが外れてしまうので、よほどの理由がない限り守るべく進めるしかないと考えています。これまでは裾切り方式という、ある意味では簡単な方式でしたが、パリ協定の各国の目標や実績にも通じる話で、全世界で 2050 年カーボンニュートラルを実現しようとする、全てがゼロになるわけではなく、どこかがマイナスを達成しなければなりません。本来の考え方として、0.25kg-CO₂/kWh を達成しようとするれば、もっと低い排出係数、場合によってはほぼゼロを達成するところも必要になります。環境配慮契約法に関わる事業者には、そういう達成を目指してほしいということで、全体として総合評価落札方式に向かっていただきたいというのが、電力専門委員会の総意というか、気持ちだと理解しております。一方で、そうすると非常に複雑になりますので、本当に皆ができるのかという意見もあります。また、抜け穴があるかもしれず、配点のマジックで、再エネ 100%や原単位ゼロの取組が十分に評価されない場合があるかもしれません。これは実際にやってみないと分からないところがあり、今後、試行的に進めていくしかないと思っています。具体的に進めながら、この場合はこうだという事例をたくさん出し、実際に取り組んだ方にも、どこに苦労し、どう検討したのかを話していただく。他の方がまねしやすい、あるいは自分もやってみようと思えるような、事務局側の段取りやサポートが今後必要になるのではないかと考えております。それと裏腹かもしれませんが、まだきちんと取り組んでいないところは、真面目に取り組んでいるところからすれば足を引っ張ることになります。何年も予告していますので、所属長にきちんと伝え、それでも実施されなければ所轄官庁にも伝えて、取り組んでもらう必要があると思います。国全体でやらないと、自治体や民間セクターにも示しがつきません。光熱費が上がって大変な中でも取組を求めている以上、国が率先してできなければ誰もやりません。これは私の意見も入っておりますが、そのような背景のもとで今回の議論がなされていると理解しています。必要であれば事務局から補足いただきたいと思います。また、電力専門委員会に加わっていない親検討会の委員の皆様からも、実際にどうなのか、他のケースから見て

こうすればうまくいくのではないかと、といったアドバイスをぜひいただければと思います。よろしくお願いいたします。

梅田座長：藤野委員、ありがとうございました。それでは、他の委員の方々から電力契約についてご意見、ご質問等ありますでしょうか。大聖委員、お願いします。

大聖委員：非常に些末な言葉の問題ですが、電力のところで「再生可能エネルギー電源」という言葉と「電気」という言葉が混在しているようですので、そろえた方がよいと思います。また、12 ページの「デマンドリスポンス」は「デマンドレスポンス」ですので、修正をお願いします。細かいことで恐縮です。

環境省（平尾課長）：周知の機会もありますので、表現等は引き続きチェックしたいと思います。ありがとうございます。

梅田座長：他はいかがでしょうか。5 ページに書いてある 6 月 18 日の Web 説明会について、特に反応や質問はありませんでしたか。その際、質問は何件ぐらいありましたか。ネガティブな反応だったのか、それとも割と前向きだったのか。

環境省：ネガティブな反応ではなく、やらないといけないということは認識いただいて、むしろ実施するためにはどうすればよいのかといったご質問がありました。前向きに捉えていただいているのではないかと考えております。

梅田座長：他はいかがでしょうか。では、次に行きたいと思います。廃棄物専門委員会の議論の状況について、まず座長の藤井委員から補足説明をいただきたいと思います。

藤井委員：専門委員会では、そもそも総合評価落札方式にするということについて、特に異論は出ておりませんでした。後半でご説明いただいたような、どの範囲を評価するのか、あるいは配点をどうするのかといったところは、まだ議論の余地があるかもしれませんが、こういう項目で評価していきましょうということについても特に異論は出ていませんので、現在お示しいただいているような案にだんだん収斂していくのではないかと考えています。私も普段、いろいろな産業廃棄物処理事業者とお話する機会がありますが、昨今は廃棄物を排出する側の企業などからのプレッシャーが相当大きいようで、環境に配慮せざるを得ない状況になっています。もともと会社の方針として積極的に取り組んでいるところもあると思いますし、全体としてだんだん向上してきている途中だと思います。こういった制度、仕組みの変更によって、より頑張って取り組んでいけるよう後押しするものになればと思います。現状では、これによって何かがドラスティックに変わるほど厳しい内容ではないと思いますが、今後さらに高いレベルで廃棄物の有効利用ができるような形になっていけばと思っています。

梅田座長：ありがとうございました。それでは、他の委員の皆さんから廃棄物契約についてご意見、ご質問はありますでしょうか。私が言うのも何ですが、今、藤井委員がおっしゃったように、これまでの裾切り方式の基準はどちらかというと廃棄物処理の話が中心でしたが、今回の総合評価落札方式の評価項目は、有効利用の方にかなりシフトしているのですよね。

環境省（平尾課長）：どちらかというと、裾切り方式で求めていたのは廃棄物処理のこともありますが、レポーティングや CSR、透明性など、マネジメント寄りの項目で、パフォーマンスについてはあまり入っていなかったのではないかとこのところがあります。もちろんそれらも重要ですので、引き続き項目にしたいと思っていますが、実際の再資源化や熱回収など、最低限こういうことをやってほしいというところを十分に捉えられていなかったのではないかとこのことで、そこを盛り込んでいきたいと考えています。配点、点数配分についてはまだ議論がありますが、工夫をしている途中です。

梅田座長：おっしゃるとおりだと思います。そういう意味ではドラスティックな変化でもあると思いますので、どういう影響があって、事業者の皆さんがどう反応するかというところを見極める必要がありそうですね。よろしくお願いします。他の委員の皆さん、よろしいでしょうか。ここはもう少し煮詰めていただいたら、またいろいろ見えてくるのではないかと思います。

環境省（平尾課長）：次回を 9 月に予定していますので、そこまでに詰めたいと思います。そこである程度の案がまとまりましたら、もう一度、親検討会にもお諮りしたいと思います。

梅田座長：では、ご質問等なければ先に進みたいと思います。次に、資料 2 の後半部分、それから参考資料 4、5 に基づいて、建築物に関わる契約の検討状況とその他の検討状況について、事務局からご説明をお願いします。

環境省： 資料 2 後半（建築物に関する契約）、参考資料 4、5 説明（省略）

梅田座長：それでは、まず建築物に関わる契約の検討状況について、ご質問、ご意見をお願いします。まずは野城委員、お願いします。

野城委員：今のご説明のとおりでございます。国際的にも、今ご説明のあったエネルギーインテンシティ、すなわち平方メートル当たりのエネルギー使用量や、平方メートル当たり、あるいは使用者 1 人当たりの温室効果ガス排出量であるカーボンインテンシティといった指標が、かなり当たり前になりつつあります。それを見ると、同じ地

域、同じ用途の建物なのに、自分のところが高い、低いということが分かってきます。そういう形で外堀を埋めていこうというのが、先ほどご説明のあった基本的な考え方です。環境配慮契約法の趣旨からいって、公共建築物でこうした取組を進めることによって、民間でもカーボンインテンシティ、あるいはエネルギーインテンシティによって、自らのエネルギーパフォーマンスのベンチマーク上の位置づけを認識していくことを普及させたいというのが趣旨だと思います。それとともに、他のところよりも随分エネルギーを使っていることが見えてくればということで、それを改善するためのチェックリストを用意しているところです。チェックリストは今ご説明のあったものが暫定版ですので、赤司委員を含め皆様にもご覧いただいた上で、継続的に改定する必要があると思っています。特に、省エネルギーというと、半世紀前のオイルショックの頃の我慢する、空調を消す、照明を落とすといったイメージがまだ残っていますが、実際にはバックヤード側にかなり無理や無駄があります。例えば、空調機が動いていても非常に低負荷で稼働している場合があります。つまり、自動車で言えば、ローギアですっと走り続けているようなものなので。止めるものは止め、動かすものは動かすということで負荷率を上げれば、エネルギー効率も上がります。利用者が我慢しなくても改善できることがあります。また、今後の課題として、データ計測についてはまだ動きが鈍いところがあります。中で働く方は忙しいので、こまめな消灯やブラインドの操作を人手で行うのは難しい面がありますが、例えば執務面の照度や室内の表面温度などを測り、それに応じてブラインド、照明、空調機を自動的に制御していく。その第一歩として、まずはデータを計測し、建物にセンサーを設置して継続的に解析しながら、IoTなどの技術も活用して賢く改善していくという方向性があります。そういった方向性を見ながらチェックリストも順次改定し、まずはベンチマークしてみて、悪いところから見ていただく。できれば、今申し上げた内容は施設管理者や、その施設を使っている組織の長にも見ていただければと思います。以上です。

梅田座長：続いて、赤司委員、いかがでしょうか。

赤司委員：今、野城委員からコメントいただいたとおりだと思います。今日お話を伺って少し思ったのは、ベンチマークが作られ、今後いろいろなデータを使って実績を評価し、状況をしっかり蓄積していくというなかで、外れ値の話があったと思います。一般的な事務所ビルであれば、使い方による大きな違いはあまりないのかもしれませんが、例えば他の用途と一緒にになっているビルや、サーバー室などがあって面積当たりのエネルギー使用量が大きい場合などをどう扱うのか、少し気になりました。それから、例えばベンチマークの評価がDからC、CからBになるといったように、チェックリストを使いながら評価を上げていくのは非常に良い取組だと思います。ただ、改修を促すような話がこの中にあるのかが気になりました。維持管理のところで改善していく一方で、設備を改修するタイミングであるという評価があると良いと思いますが、次の段階かもしれません。その際に機器を現在の能力のまま

交換しがちですが、先ほど野城委員から負荷率の話がありましたように、実際には機器容量が過大で、低負荷で動いていることが多いと分かれば、機器容量を抑えて効率を上げ、より省エネの方向に持っていくことも考えられます。そういうことも検討できるようなメッセージを入れられれば、より良いと思います。それと、管理者と専門家をどうつなぐのかという点も気になりました。誰に頼んだらよいか分からないと、中にいる管理者の方に任せきりになってしまうことも考えられます。その辺りについて、どこかに記述があるのか確認できればと思います。

梅田座長： 今、3点ご質問がありました。事務局からありますか。

環境省： ありがとうございます。まず外れ値に関しましては、国の施設でも用途によって、例えばサーバー施設があるなど、そういうことはあり得ると思います。現状の運用では、大きく外れている値は除外していますので、特殊な施設の場合は外し、平均的なものを集約してベンチマーク指標を作成しているという状況です。2点目の、機器交換などの改修を促す取組についてですが、参考資料4のチェックリストには、高効率空調機への更新といった項目もあります。費用の発生を伴う取組についても、改修が必要ではあるけれどもこういうことができる、ということを示していますので、いただいたご意見も踏まえてチェックリストの説明資料を作っていきたいと考えています。3点目の、管理者と専門家をどうつなぐかという点ですが、例えば複数施設を一括発注することで契約規模を大きくし、より大きな事業者と契約できれば、その事業者の中に詳しい専門家がいて、維持管理の運用改善を行うことができると思います。基本的には、契約に基づいて専門家と管理者がつながる形と考えております。

赤司委員： ありがとうございます。外れ値と言いましたが、特殊な状況を抱える建物でも、自分の立ち位置は把握したいわけですから、単に外すのではなく、何らかの形でうまく載せられればよいと思います。

梅田座長： その他の委員で、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。原委員、お願いします。

原委員： 私も建築物の懇談会の委員をやっております。説明については、先生方がおっしゃったとおりかと思いますが、一つ質問がございます。チェックリストについて、施設の方々の利用状況は現在どのようになっているのでしょうか。あまり利用されていないのであれば、普及や周知、説明などを行っていくことが必要になると思いますので、チェックリストの活用状況を教えていただければと思います。

環境省： 昨年度に関しては、こちらからお声掛けしないとチェックリストを使っていけないのではないかと考え、国土交通省と環境省の一部で、ベンチマークの状況があ

まりよくなかった施設にチェックリストを使っていたいただいております。数件で活用いただいております、フォローアップも行っています。また、令和7年度実績については今年度集計を始めており、チェックリストの活用状況も質問していますので、今年度からは、全体でどの程度チェックリストが使われているかが把握できるようになっています。今、手元に数字がないため、すぐに何件とは申し上げられませんが、活用状況は事務局で把握できるようになっています。

梅田座長： 原委員、いかがでしょうか。

原委員： これで結構かと思います。今年度は、チェックリストの活用をもっと広げていく方策についても検討していく必要があると思いました。

梅田座長： 活用状況を調べていただくよう、よろしくお願いします。その他、いかがでしょうか。少し枝葉の話ですが、複数年契約というのは広がりつつあるのでしょうか。

環境省： 複数年契約については、合同庁舎では、複数年契約を10年単位で行っているところもあるようです。ただ、小さいところではなかなか難しいかもしれません。

事務局： 独立行政法人や国立大学等では、会計制度が国と異なっていることもあり、複数年契約を実施されているところが3割程度あると思います。

梅田座長： 確かに、これも有力なツールだと思います。野城委員、お願いします。

野城委員： 今、先生がご指摘されたところは、もっと世の中に訴えるべきだと思います。会計法の杓子定規な適用が一番大きいところですので、少なくとも1年間、四季を通じて、あるいは2年間くらい運用してみて初めて、その建物の癖が分かって適切な調整をかけていけます。1年ごとに契約を変えていたのでは、常に学習し続けることになり、適切な運用ができなくなるという実態があることをぜひご理解いただき、適用除外の範囲を広げていけるような手立ても考えていただきたいと思います。すぐにはできないとしても、布石を打っていかねば変わりませんので、ぜひ布石を打っていただき、そういった理解が深まっていくよう、私も支えながらお手伝いしていく必要があると思います。以上です。

環境省（平尾課長）： そのとおりだと思います。ベンチマークとチェックリストを作って、そこで出てくるデータをどう生かすかというところですね。先ほど改修の話もありましたが、率直に言うと、いろいろな改修計画について、ベンチマークの指標やチェックリストで実施できている対策を見ながら優先順位を付けられているかということ、まだ十分できていません。そこにデータを生かしていくことが大事だと思っております。複数年契約の話もありましたが、全体を計画的に進めていく中で、いろいろな

話が絡んでいくのだと思います。今はまだ単発でやっているところがありますが、そういう方向に持っていくことが大事だと思っております。

梅田座長：他の委員の方々、いかがでしょうか。それでは、建築物については引き続き懇談会等で進めていただいて、次の議論に移りたいと思います。自動車については、この方針で進めるということによろしいでしょうか。

大聖委員：自動車について言及がありましたので、コメントさせていただきます。グリーン購入法の方で規制値に対する達成率を設定されていますが、私は、これは必ずしも実態に合っていないのではないかと思います。2030年度燃費基準を既に超過達成している車が出てきていますので、85%というのがどういう位置づけになるのかは少し疑問です。一方で、軽自動車の分野では、まだ達成している割合が非常に低いです。ですから、車の重量で分けないといけないのではないかと、それが実態ではないかと思っておりますので、ご配慮をお願いしたいと思います。

梅田座長：何か事務局からありますか。

環境省（平尾課長）：今年度の検討はこれからですので、グリーン購入法の方も含めて、今いただいたご意見を踏まえて検討したいと思います。税制改正の関係でいうと、昨年度が表年のはずでしたが、今年度も議論することになっておりますので、その状況も踏まえて見ていきたいと思っております。貴重なご指摘ありがとうございます。

梅田座長：他の委員の方々、いかがでしょうか。自動車の話はよろしいでしょうか。それでは、資料3の提案募集について、事務局よりご説明をお願いします。

環境省： 資料3説明（省略）

梅田座長：資料3の2件の提案について対応案が示されましたが、いかがでしょうか。委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。1件目の廃棄物の話は、おおよそこういう方向で今の検討と違いはないと思いますが、リユースについては結構あるのかもしれないかもしれません。自治体でも粗大ごみを集めて売るなど、いろいろとやっていると思いますので、そういう項目もあり得るのではないかという気がします。今の事務局案にはリユースの話があまり入っていないと思いますので、そこは検討の余地があるのではないかと思います。他はいかがでしょう。2番目の医療機器については次回にご報告いただくということですので、大きくはこの2件について検討を進めていただきたいと思っております。

（2）検討スケジュールについて

梅田座長：では最後に、資料4で今後のスケジュールについてご説明をお願いします。

環境省： 資料4説明（省略）

梅田座長：今のスケジュールについて、ご質問等ありますでしょうか。閣議決定まで持つていくとなると、後半はかなりお忙しいと思いますし、委員の皆さんもお忙しい方ばかりですので、検討会は2回にしても結構なのではないかと思います。必要な場合には増やしていただければと思います。他にご質問等ありますでしょうか。では、ご提案いただいたスケジュールで進めさせていただくということでお願いします。時間が少し余りましたが、全体を通して何かご意見、ご質問、それから言い足りないことがあれば、ぜひご発言いただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、皆様のご協力で非常に順調に議事が進み、だいぶ早く終わらせることができました。ご意見等なければ、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。お願いします。

環境省： 委員の皆様には熱心にご議論いただき、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして第1回環境配慮契約法基本方針検討会を終了させていただきます。

以上